子宮頸がん検査実施方法変更のお知らせ

トーエネック健康保険組合

当健康保険組合では、保健事業の一環として実施する「子宮頸がん検査」を「すこやかファミリー8月号」でPR・申込みの受付を行い、毎年10月に実施してまいりました。

この検査については、正式には「子宮頸部細胞診」検査(以下、「細胞診」という)の「自己採取法」と呼ばれる方法を採用し、過年度から実施してまいりましたが、細胞診の有効性をより高め子宮頸がんの早期発見・早期治療を図るため、今年度からは<u>産婦人科等の専門医や健診機関での医師による細胞診</u>に変更することといたしました。

つきましては、受検希望者の事前受付はいたしませんので、細胞診を受診した費用については被保険者等が検査機関で全額支払った後、健康保険組合へ補助金申請を行いこれを受け取る「償還払い」方式とし、この詳細取扱いについては下記のとおりといたしますので、ご理解いただきますとともに健康の保持増進に努めていただきますようお願いいたします。

- 〇受検対象者 26歳以上の被保険者および被扶養者(配偶者のみ)
- 〇受検費用に対する補助
 - 4.000円(税込)を上限とし実費支給

〇補助金申請方法

「人間ドック等補助金支給請求書」に領収書を添え所属事業場を経由し健康 保険組合へ提出して下さい。

なお、領収書については検査名を正確に明記されたものを添付下さい。

- (注1) 特例退職被保険者・任意継続被保険者の方は直送下さい。
- (注 2) 契約健診機関での人間ドック受診時に検査をされる場合については、 オプション扱いとし「細胞診」単体での領収書を検査機関で発行いた だき、これを添付して提出下さい。 契約健診機関以外での受診の場合は、領収書内訳に「細胞診」の金額

契約健診機関以外での受診の場合は、領収書内訳に「細胞診」の金額を明記したものであれば、人間ドック補助金の枠外として別途支給いたします。

(注3) 補助金申請様式および記入例—Hp参照